

令和元年第12回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月20日(金)午後4時10分から午後4時40分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員(9人)

11番 水谷 茂樹	(会長)	9番 出口 宜伸	(会長代理)
1番 高田 秋光	2番 北清 裕邦	3番 藤崎 正雄	
4番 松田 力	5番 善岡 浩樹	6番 大場 信一	
7番 川本 和幸	8番 中村 広治	10番 植松 春雄	

4. 欠席委員(2人) 川本委員 中村委員

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農政報告
- 第4 農業委員会会務報告
- 第5 議事参与の制限
- 第6 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届け出について
- 第7 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議案第28号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 第9 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 第10 議案第30号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村獎平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長(欠席)

事務局長（南）	只今から、第12回農業委員会総会を開会します。 水谷会長に挨拶をいただき議事進行をお願いします。
議長（水谷）	今日は忘年会もあり後ほど挨拶もあるので、早速議事に入ります。
	これより令和元年第12回農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は9名で定足数に達しております。 日程第1の会議録署名委員について、5番 善岡委員、9番 出口委員を指名させていただきます。
	日程第2 会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋 主事を配置します。
議長	日程第3 農政報告について 細川課長欠席しておりますが 何かありますか
事務局長（南）	ありません。
議長	日程第5 委員会会務報告について、事務局から報告願います。
事務局長	【4ページ朗読説明する。】
議長	日程第5 議事参与の制限については、議案第29号において、 私に議事参与制限がかかりますので宜しくお願ひします。
	これから、報告1件と議案4件の審議に入ります。 日程第6 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による 相続の届け出について説明願います。
事務局長	5ページをお開きください 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出 について 農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得 した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。 令和元年12月20日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
	6ページをご覧下さい。 受理番号 31-6 相続 権利取得者 [REDACTED]さん 権利移譲者 [REDACTED]さん 権利を取得した日 平成25年3月13日

相続により権利を取得
美葉牛 [REDACTED] 14 筆 田 9 筆 [REDACTED] m² 畑 6 筆 [REDACTED] m²
合計面積 [REDACTED] m²です。
位置については、資料 1 ページをご覧下さい。
以上説明を終わります。

- 議長 質問等ございますか
- 委員 【質疑なし】
- 議長 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 事務局長 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 3 条第 1 項の規定による、農地の権利設定の許可申請
があったので別紙の者について議決を求める。
令和元年 12 月 20 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
- 次のページをご覧下さい。 受理番号 31-6 贈与
譲渡人 [REDACTED] さん
譲請人 [REDACTED] さん
場所は、板谷 [REDACTED] 畑 1 筆 [REDACTED] m²
[REDACTED] さんの畠です。
位置は、資料の 2 ページをご覧下さい。 7 ページをお開き下さい。
農業経営を農業後継者に譲るため贈与します。
- 議長 このとについて、質疑等ありますか
- 委員 【質疑等なし】
- 議長 質疑等ありませんので採決を致します。
受理番号 31-6 贈与について承認される方は、挙手願います。
- 委員 【全員挙手】
- 議長 受理番号 31-6 贈与については、承認いたします。
- 受理番号 31-7 使用貸借について説明願います。

事務局長	<p>9 ページをお開き下さい。受理番号 31-7 使用貸借 諾渡人 [REDACTED] 諾請人 [REDACTED] [REDACTED] 土地は、碧水 [REDACTED] 外 23 筆 田で 20 筆 [REDACTED] m² 畑で 7 筆 [REDACTED] m² 合計 [REDACTED] m²</p> <p>農業経営を農業後継者に譲るため使用貸借します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	このとについて、質疑等ありますか。
委 員	【質疑等なし】
議 長	<p>質疑等ありませんので採決を致します。</p> <p>受理番号 31-7 使用貸借について承認される方は、挙手願います。</p>
委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-7 使用貸借については、承認いたします。
議 長	<p>日程第 8 議案第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について説明願います。</p> <p>なお、受理番号 31-17 合意解約から 31-20 まで関連がありますので一括提案いたします。</p>
事務局長	<p>11 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 28 号 地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について</p> <p>農地法第 18 条の規定により、合意解約のあった、別紙の者について議決を求める。</p> <p>令和元年 12 月 20 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹</p>
	<p>12 ページをご覧下さい。</p> <p>受理番号 31-17 から 31-20 までの案件は、北海道農業公社が [REDACTED] さんと賃貸借契約している案件で、合意解約して、先ほど使用貸借した息子の [REDACTED] さんと北海道農業公社が契約をするためのものであります。</p>
	<p>受理番号 31-17 貸主 借主は省略します。</p>

契約が平成 23 年 12 月 19 日から令和 3 年 10 月 25 日までとなっています。

合意解約の成立日は、令和元年 12 月 3 日です。

土地の引き渡しは、令和元年 12 月 23 日です。

土地の所在は、板谷 [REDACTED] 外 12 筆で全て田であります。

面積 [REDACTED] m² となっています。

位置については、資料の 3 ページをご覧下さい。

次のページをご覧下さい。

受理番号 31-18 合意解約

貸主・借主は省略します。

契約月日は、平成 25 年 1 月 28 日から令和 4 年 11 月 25 日までとなっています。

合意解約の成立日は、令和元年 12 月 3 日です。

土地の引き渡しは、令和元年 12 月 23 日です。

土地の所在は、板谷 [REDACTED] 外 2 筆で全て田であります。

面積 [REDACTED] m² となっています。

次のページをご覧下さい。

受理番号 31-19 合意解約

貸主・借主は省略します。

契約月日は、平成 27 年 11 月 26 日から令和 7 年 9 月 30 日までとなっています。

合意解約の成立日は、令和元年 12 月 3 日です。

土地の引き渡しは、令和元年 12 月 23 日です。

土地の所在は、板谷 [REDACTED] 外 11 筆

田 9 筆 [REDACTED] m² 畑 3 筆 [REDACTED] m²

合計面積 [REDACTED] m² となっています。

次のページをご覧下さい。

受理番号 31-20 合意解約

貸主・借主は省略します。

契約月日は、平成 28 年 10 月 31 日から令和 3 年 8 月 24 日までとなっています。

合意解約の成立日は、令和元年 12 月 3 日です。

土地の引き渡しは、令和元年 12 月 23 日です。

土地の所在は、板谷 [REDACTED] 外 7 筆

田 7 筆 [REDACTED] m² 畑 1 筆 [REDACTED] m²

合計面積 133,173 m² となっています。

以上で説明を終わります。

議長	このとについて、質疑等ありますか。
委員	【質疑等なし】
議長	質疑等ありませんので採決を致します。 受理番号 31-17 から 20 まで承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長	受理番号 31-17・31-18・31-19・31-20 については原案通り承認いたします。 次の受理番号 31-21 について説明をお願いします。
事務局長	16 ページをお開き下さい。 受理番号 31-21 合意解約 貸主 和 [REDACTED] さん 借主 和 [REDACTED] さん 契約年月日は、平成 30 年 12 月 21 日から令和 6 年 12 月 31 日 合意解約の成立日は、令和元年 11 月 25 日です。 土地の引き渡しは、令和元年 11 月 25 日です。 土地の所在は、和 [REDACTED] 外 1 筆 全て田で [REDACTED] m ² です。 土地の位置は、7 ページをご覧下さい。 [REDACTED] さんが新たに所有者となり、一段の土地として利用するためです。
議長	質疑等ございますか。
委員	【質疑等なし】
議長	質疑等ありませんので採決を致します。 受理番号 31-21 について承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長	受理番号 31-21 については承認いたします。 次の受理番号 31-22 について説明願います。
事務局長	17 ページをお開き下さい。 受理番号 31-22 合意解約 貸主 北海道農業公社 借主 碧水 [REDACTED] さん

契約年月日は、平成 28 年 10 月 31 日から令和 3 年 8 月 24 日
合意解約の成立日は、令和元年 12 月 2 日です。
土地の引き渡しは、令和元年 12 月 23 日です。
土地の所在は、碧水 [REDACTED] 外 2 筆
全て田で [REDACTED] m² です。
土地の位置は、8 ページをご覧下さい。
[REDACTED] さんが、早期買い戻しをするためです。
以上で説明を終わります。

議 長	このことについて、質疑等ござりますか。
委 員	【質疑等なし】
議 長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-22 合意解約について 原案通り承認いたします。
議 長	日程第 9 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。 なお番号 31-賃-23 から 31-賃-26 まで先ほど北海道農業公社が [REDACTED] さんと賃貸借契約していた案件で、息子の [REDACTED] さんと北海道農業公社が契約するためのものでありますので一括して説明願います。
事務局長	18 ページをお開き下さい。 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。 令和元年 12 月 20 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
	次のページをご覧下さい。 番号 31-賃-23 利用権の設定を受ける者 板谷 [REDACTED] さん

利用権の設定者 札幌市 北海道農業公社

借主の農業経営状況は記載のとおり

賃貸借で

契約期間は、令和元年12月23日から令和3年10月25日

賃貸料は、[REDACTED]円で毎年12月10日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、先ほど合意解約で説明しましたので省略します。

次のページをご覧下さい。

番号 31-賃-24

利用権の設定を受ける者と設定者は、省略します。

賃貸借で

契約期間は、令和元年12月23日から令和4年11月25日

賃貸料は、[REDACTED]円で毎年12月10日までに指定口座に支払う。

土地の所在は先ほど合意解約で説明しましたので省略します。

次のページをご覧下さい。

番号 31-賃-25

利用権の設定を受ける者と設定者は、省略します。

賃貸借で

契約期間は、令和元年12月23日から令和7年9月30日

賃貸料は、[REDACTED]円で毎年12月10日までに指定口座に支払う。

土地の所在は先ほど合意解約で説明しましたので省略します。

次のページをご覧下さい。

番号 31-賃-26

利用権の設定を受ける者と設定者は、省略します。

賃貸借で

契約期間は、令和元年12月23日から令和3年8月24日

賃貸料は [REDACTED] 円で、毎年12月10日までに指定口座に支払う。

土地の所在は先ほど合意解約で説明しましたので省略します。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ござりますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

承認される方は、挙手願います。

委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-賃-23・31-賃-24・31-賃-25・31-賃-26について は、原案通り承認いたします。
	次の31-賃-27 説明願います。
事務局長	23ページをお開き下さい。 番号31-賃-27 利用権の設定を受ける者 和 [REDACTED]さん 利用権の設定者 和 [REDACTED]さん 農業経営状況は記載のとおり 賃貸借で 契約期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日 賃貸料は、[REDACTED]円 水張り [REDACTED]反当 10,000円 毎年11月30日までに指定口座に支払う。 土地は、和 [REDACTED]外1筆 全て田で面積11,482m ² です。 土地の位置は、資料の9ページをご覧下さい。
	[REDACTED]さんから [REDACTED]さんが借りていた土地を [REDACTED]さんが購入するため、その代替えとして宮井さんの規模縮小する自宅周り土地を [REDACTED]さんが借りるという内容です。
議 長	このことについて、質疑等ございますか。
委 員	【質疑等なし】
議 長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-賃-27については、原案通り承認いたします。 次の31-賃-28及び31-賃-29については、今年11月より改正になった「農地利用集積のみで行う農地中間管理事業」ですので一括提案します。 なお、私に議事の制限がかかりますので、議長を出口代理と交代いたします。
議 長（出口）	それでは、31-賃-28及び31-賃-29について説明願います。

事務局長

24 ページをお開き下さい。
番号 31-賃-28
利用権の設定を受ける者 北海道農業公社
利用権の設定者 美葉牛 [REDACTED]さん
賃貸借で
契約期間は、令和元年 12 月 23 日から令和 11 年 12 月 31 日
賃貸料は [REDACTED] 円
田水張り [REDACTED] ヶ反当 10,000 円 畑 [REDACTED] ヶ反当 2,500 円
毎年 11 月 20 日までに指定口座に支払う。
土地は、美葉牛 [REDACTED] 外 11 筆 田で 11 筆 面積 [REDACTED] m²
畠 1 筆 [REDACTED] m²です。面積合計 [REDACTED] m²
土地の位置は、資料の 10 ページをご覧下さい。
議案の最終ページをご覧下さい。
ここに農用地利用集積のみで行う農地中間管理事業について記載がありますがパターン 1 を見ていただきたいのですが
出し手から農地バンク（北海道農業公社）と農地バンクから受け手の利用集積計画を同時に公告する手法であります。
それでは、議案の 25 ページをご覧下さい。

番号 31-賃-29
利用権の設定を受ける者 美葉牛 [REDACTED]
利用権の設定者 北海道農業公社
先ほどの坂巻さんの農地を北海道農業公社（農地バンク）をとして [REDACTED] に賃貸借します。
契約期間は、令和元年 12 月 23 日から令和 11 年 12 月 31 日
賃貸料は、[REDACTED] 円と前案件と同じ内容になっています。
毎年 12 月 10 日までに指定口座に支払うことになっています。
以上で説明を終わりります。

このことについて、質疑等ございますか。

北清委員

農用地利用集積のみで行う農地中間管理事業のメリットはなんですか。

事務局長

今まで、農業公社に権利移転して道の許可があって、市町村が公社から賃貸を受けるという時間が短縮され、市町村の同一公告一本で済み事務の短縮ができます。

また、農業公社では新しくできた事業なので実績がほしいとのことで実施しています。

北清委員

了解

議長(出口)	採決をします。承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長(出口)	受理番号 31-賃-28 31-賃-29 については、原案通り承認いたします。 水谷会長の議事の制限を解きます。議長を交代します。
議長(水谷)	議事参与の制限が終わりましたので、先ほどのメリットについて追加説明します。 農用地利用集積のみで行う農地中間管理事業で [REDACTED] [REDACTED] 補助金等のポイントがつきます。
委員	了解
議長	次の 31-売-26 を説明願います。
事務局長	26 ページをお開き下さい。 番号 31-売-27 所有権の移転を受ける者 和 [REDACTED] 利用権の移転をする者 三谷 [REDACTED] R 農業経営は、記載のとおり 売買による所有権移転 移転時期は、令和元年 12 月 23 日 売買価格は、[REDACTED] 円 田水張り [REDACTED] アー 反当 100,000 円 対価の支払い期限は令和 2 年 3 月 31 日まで。L 資金対応予定 土地は、竜西 [REDACTED] 外 6 筆 田で 4 筆 面積 [REDACTED] m ² 畠 3 筆 945 m ² です。面積合計 40,083 m ² 土地の位置は、資料の 11 ページをご覧下さい。 土地の移動に関する理由は、適正委員会で話しておりますので省略します。 以上で説明を終わります。
議長	このことについて、質疑等ござりますか。
委員	【質疑等なし】
議長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】

議 長	受理番号 31-売-26 については、原案どおり承認いたします。 次の 31-売-27 を説明願います。
事務局長	<p>27 ページをお開き下さい。</p> <p>番号 31-売-27</p> <p>所有権の移転を受ける者 和 [REDACTED]</p> <p>所有権権の移転をする者 和 [REDACTED]</p> <p>農業経営は、記載のとおり</p> <p>売買による所有権移転</p> <p>移転時期は、令和元年 12 月 23 日</p> <p>売買価格は、[REDACTED] 円</p> <p>田水張り [REDACTED] ヘクタール 反当 320,000 円</p> <p>対価の支払い期限は令和 2 年 3 月 31 日まで。L 資金対応予定</p> <p>土地は、和 [REDACTED] 外 2 筆 田で 3 筆 面積 [REDACTED] m²</p> <p>土地の位置は、資料の 12 ページをご覧下さい。</p> <p>土地の移動に関する理由は、道営経営体育成基盤整備事業 北竜南 1 地区（道営和地區と土地改良事業）で農地をまとめ圃場を利用しやすいようにするためにです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	このことについて、質疑等ござりますか。
委 員	【質疑等なし】
議 長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-売-27 については、原案通り承認いたします。 次の 31-売-28 を説明願います。
事務局長	<p>28 ページをお開き下さい。</p> <p>番号 31-売-28</p> <p>所有権の移転を受ける者 和 [REDACTED]</p> <p>所有権権の移転をする者 和 [REDACTED]</p> <p>農業経営は、記載のとおり</p> <p>売買による所有権移転</p> <p>移転時期は、令和元年 12 月 23 日</p> <p>売買価格は、[REDACTED] 円</p> <p>田水張り [REDACTED] ヘクタール 反当 [REDACTED] 円</p> <p>対価の支払い期限は令和 2 年 3 月 31 日まで。L 資金対応予定</p>

	<p>土地は、和 [REDACTED] 外 2 筆 面積 [REDACTED] m² 土地の位置は、資料の 7 ページで [REDACTED] さんと [REDACTED] さんが合意解約した場所です。</p> <p>土地の移動に関する理由は、道営経営体育成基盤整備事業 北竜南 1 地区（道営和地區と土地改良事業）で農地をまとめ農地を利用しやすいようにするためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	このことについて、質疑等ござりますか。
委員	【質疑等なし】
議長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長	受理番号 31-売-28 については、原案通り承認いたします。 次の 31-売-29 を説明願います。
事務局長	<p>29 ページをお開き下さい。 番号 31-売-29 所有権の移転を受ける者 碧水 [REDACTED] 所有権権の移転をする者 北海道農業公社 農業経営は、記載のとおり 売買による所有権移転 移転時期は、令和元年 12 月 23 日 売買価格は、[REDACTED] 円 田水張り [REDACTED] アー 反当 [REDACTED] 円 対価の支払い期限は令和 2 年 3 月 31 日まで。L 資金対応予定 土地は、碧水 [REDACTED] 外 2 筆 全て田で面積 [REDACTED] m² 土地の位置は、先ほど合意解約で説明した土地で早期買い戻しをするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	このことについて、質疑等ござりますか。
委員	【質疑等なし】
議長	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。

委 員	【全員挙手】
議 長	受理番号 31-壳-29 については、承認いたします。
事務局長	<p>日程 10 議案 30 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明願います。</p> <p>30 ページをお開き下さい。</p> <p>議案 30 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年 12 月 20 日 提出 北竜町農業委員会長 水 谷 茂 樹</p>
議 長	<p>次のページをご覧下さい。朗読する。</p> <p>これは、今年農業委員会研修会に酔っ払って参加した問題 転用に関して、お金をもらって許可した案件などの不祥事があり 11 月 28 日に開催した、全国農業委員会長代表者集会において 綱紀肅正の徹底が確認され、全国の農業委員会に総会において 決議するよう通知がされたものであります。</p>
委 員	採決をします。承認される方は、挙手願います。
議 長	<p>【全員挙手】</p> <p>議案 30 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可決いたします。</p> <p>今総会の議案は全て終了しました。 以上をもちまして第 12 回農業委員会を終了いたします。</p>

議 長

5 番委員

9 番委員
